

令和元年12月1日
学長裁定
改正 令和7年7月29日

国立大学法人東京海洋大学ネーミングライツの運用等に関する取扱いについて

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人東京海洋大学におけるネーミングライツに関する基本方針(令和元年12月1日制定。以下「基本方針」という。)第7に基づき、ネーミングライツの運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2 対象施設は、基本方針第3のとおりとする。

(募集等)

第3 ネーミングライツ・パートナーの受付は、国立大学法人東京海洋大学(以下「本学」という。)による公募又は企業等による申込により行う。

2 ネーミングライツの取得を希望する企業等は、国立大学法人東京海洋大学ネーミングライツ・パートナー募集要項(以下「募集要項」という。)による応募又は国立大学法人東京海洋大学ネーミングライツ・パートナー申込要項(以下「申込要項」という。)による申込みを行うものとする。

(選定委員会)

第4 本学に、ネーミングライツ・パートナーの選考等を行うため、国立大学法人東京海洋大学ネーミングライツ・パートナー選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(ネーミングライツの協定締結及びネーミングライツ料の納入)

第5 協定締結の条件は、募集要項又は申込要項のとおりとする。

2 ネーミングライツ料は、別表に定める納入期限までに納付するものとする。

(庶務)

第6 ネーミングライツに関する庶務は、次のとおりとする。

- (1) 総括及び制度に関することは、財務部施設課において処理する。
- (2) 公募、申込み、選定委員会及び協定の締結に関することは、財務部経理課において処理する。
- (3) 対象施設に関すること、別称等の活用及び広報に関すること、並びに東京海洋大学基金に関することは、所掌する各課室等において処理する。

附 則

この取扱いは、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和7年8月1日から施行する。

別表

年度	納入期限
協定期間初年度（開始月から3月まで）	協定開始日の翌月末日 (3月は末日)
2年度目以降（4月から3月まで）	当該年度の5月末日
協定期間最終年度（4月から終了月まで）	当該年度の5月末日